

# 加賀市環境基金助成金募集案内

## 「環境保全活動を応援します」

加賀市では、営利を目的としない民間の団体が行う環境保全事業に対し、活動資金の一部を助成します。

### I. 対象団体

次の3つをすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 環境保全を目的として活動するもの
- (2) 継続して活動する見込みがあること
- (3) 市内に連絡場所があり、かつ、主に市内で活動していること

### II. 対象事業

次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 地球温暖化対策に関する事業
- (2) 地域の自然環境保全に関する事業
- (3) 再生可能な自然エネルギーの利用促進に関する事業
- (4) 環境美化の推進に関する事業
- (5) 環境保全の啓発又は教育に関する事業
- (6) その他環境の保全に関する事業

〈対象とならない活動〉

- ・ 政治、宗教及び営利を目的とする活動
- ・ 町内会等の清掃活動、花壇や路側帯での花植、農業管理上必要な用水路の清掃が目的の活動等
- ・ 国、県その他の公共団体から助成を受けている活動

**※ その他、内容によっては対象外となる場合もありますので、不明な場合はご相談ください。**

### III. 対象となる経費

- (1) 講演会、研究会、会議等の開催に要する費用
- (2) 印刷、出版等に要する費用
- (3) 資材、消耗品等の購入に要する費用
- (4) その他対象活動に必要と認められる費用

〈対象とならない経費〉

- ・ 団体の運営及び管理に要する経費
- ・ 事業に係る人件費、食糧費、機械、器具等の備品購入費
- ・ 使途、単価等の確認が不可能なもの
- ・ 発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
- ・ 名義が助成対象事業者以外の領収書、振込明細書等となっているもの
- ・ この助成金事業以外の事業等に要した経費と区別できないもの

**※ その他、内容によっては対象外となる場合もありますので、不明な場合はご相談ください。**

#### IV. 助成金の額

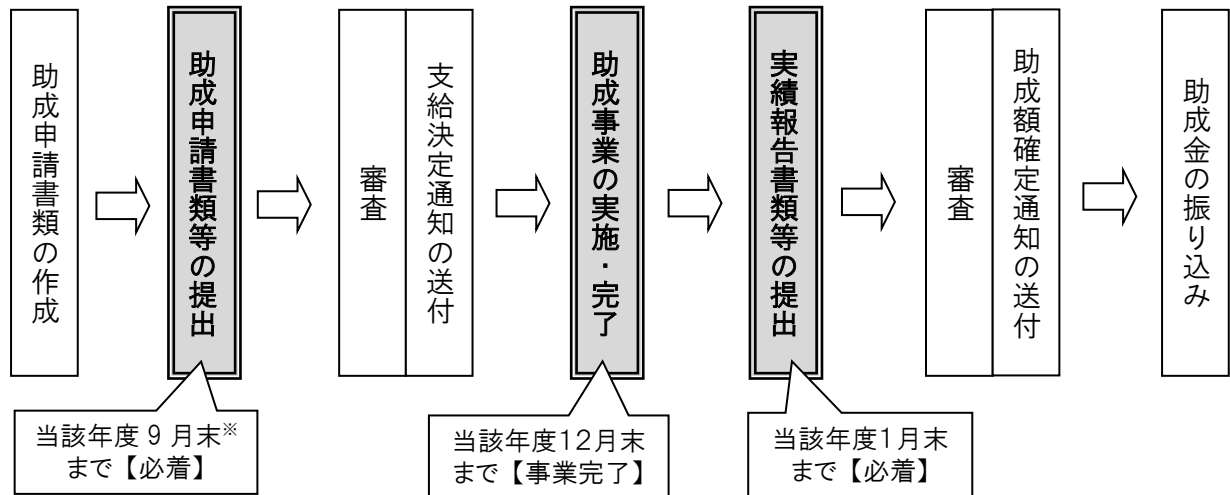
対象費用の2分の1以内（上限：50,000円）

※1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てとします。

#### V. 助成事業の実施期間

支給決定日以降に開始し、当該年度の12月31日までに完了するもの

#### VI. 助成事業の流れ



※予算の範囲を超えた場合は  
受付期間内でも受付を終了します

#### VII. 申請方法等（提出書類の電子データは加賀市ホームページからダウンロードできます）

##### (1) 事業開始前

下記の書類一式を、事業開始前に環境課へ提出してください（9月末日【必着】）

- ・ 加賀市環境基金事業助成金交付申請書
- ・ 事業計画書（事業実施予定場所の地図等を添付してください）
- ・ 収支予算書
- ・ 団体の活動概要

##### (2) 事業完了後

下記の書類一式を、事業完了後30日以内に環境課へ提出してください。

- ・ 加賀市環境基金事業完了報告書
- ・ 事業の内容報告書（事業実施前、事業実施中、事業実施後の写真を添付してください）
- ・ 収支決算書
- ・ 事業の内容及び経費の内訳書（領収書、内訳のわかる明細書等を添付してください）
- ・ 加賀市環境基金助成金請求書（振込先がゆうちょ銀行の場合は、通帳の写しが必要です）

## Ⅷ. 注意事項等（助成金を申請する前に、必ずお読みください）

- (1) 助成金の交付は毎年予算の範囲内で行います。予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間内でも受付を終了する場合があります。
- (2) 助成金の交付は活動終了後の清算払いとします。
- (3) 助成金の申請は、同一団体が実施する同一事業については、同一年度内1回の助成とし、最大3年間とします（継続事業の場合でも、助成金の申請及び事業報告は年度ごとに必要です。）
- (4) 事業が完了したものについては、加賀市環境保全審議会にその概要を報告し、意見を求めます。次年度も同一事業に関して助成金の申請があった場合、審議会の意見に基づき内容の変更を求める場合があります。
- (5) 助成対象事業の内容を一部変更する場合は、事前に協議が必要ですので、環境課までお申し出ください。なお、事業全体に関わるような大幅な変更及び助成対象事業の目的の変更はできません。
- (6) 事業を中止する場合は、速やかに環境課まで報告してください。
- (7) 以下のいずれかに該当した場合は、助成金支給決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合において、既に助成対象事業者に助成金が支給されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。
  - ・ 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき
  - ・ 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき
  - ・ 助成金の支給決定の内容、又はこれに付した条件等に違反したとき
  - ・ 承認を受けずに事業内容を変更し、実施したとき
- (8) 報告書の内容については、広報かがや市ホームページに掲載させていただく場合があります。

### 《お問い合わせ及び申請書類のご提出先》

加賀市役所 産業振興部 環境課

住 所： 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地

電 話： 0761-72-7892 FAX： 0761-72-7991

E-mail： kankyouseisaku@city.kaga.lg.jp